

(規約第11条関係)

会津地方市町村電子計算機管理運営協議会組織及び職員 の身分取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会規約第11条（事務処理のための組織）及び第27条（協議会の規程）により協議会の担任する事務を処理するための組織及び職員の身分の取扱に必要な事項を定めることを目的とする。

(事務所の名称)

第2条 協議会の事務所の名称は、会津計算センター（以下「計算センター」という。）という。

(所長)

第3条 計算センターに所長を置く。

2 所長は、会長の命を受けて計算センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務員)

第4条 計算センターに事務員を置く。

2 事務員は、上司の命を受けて事務を行う。

3 事務員の職名は、派遣元の職名を適用する。

(出納職員)

第5条 計算センターに出納職員を置く。

2 出納職員は、出納員の命を受けて出納事務を行う。

(臨時職員)

第6条 計算センターに臨時職員を置くことができる。

(事務分掌)

第7条 計算センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算・決算に関すること
- (2) 協議会の庶務に関すること
- (3) 物品の調達及び契約に関すること
- (4) 連絡調整に関すること
- (5) 電子計算機の効果的利用に関すること
- (6) 電子計算機等の管理に関すること
- (7) アウトソーサーとの連絡調整に関すること
- (8) 市町村庁内ネットワークのセキュリティ及び研修の支援

(専決事項)

第8条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）別表第1の規定により部長専決とされる専決事項のうち支出事項及び契約事項に関すること
- (2) 職員の旅行命令及び時間外（休日）勤務命令に関すること
- (3) 職員の年次休暇等の承認に関すること
- (4) 軽易又は定例的な事項の調査、照会、回答に関すること
- (5) その他計算センターの管理運営に関する軽易な事項

2 所長は、あらかじめ指定する職員に、その職務を代理させることができる。
（勤務時間等）

第9条 職員の服務、勤務時間その他勤務条件等については、会津若松市職員服務規則（昭和40年会津若松市規則第20号）、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第16号）、会津若松市職員の勤務時間、休日及び有給休暇等に関する条例（昭和26年条例第27号）及び会津若松市職員の勤務時間、休日及び有給休暇等に関する条例施行規則（昭和40年会津若松市規則第21号）を準用する。

2 臨時職員の雇用手続、労働条件その他臨時職員の雇用については、会津若松市臨時職員の雇用等に関する規程（昭和53年会津若松市訓令第2号）を準用する。この場合において、同規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「36月」とあるのは、「60月」とする。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。